

産後ケア事業のご案内

下呂市では、お母さんと赤ちゃんの健康を守り、健やかな育ちを支援するために、産後ケア事業を実施しています。助産師による訪問型と医療機関での宿泊型、通所型があります。

【利用できる方】

下呂市に住所がある産後 1 年未満のお母さんとお子さんで

- ① 家族等から十分な家事及び育児等の支援が受けられず心身の不調、育児不安等がある方
- ② 特に支援が必要と認められた方

注) 既に医療機関にかかっている方(お母さん又はお子さん)や、医療行為が必要となる方は対象外です。

利用中に体調不良になった場合は医療機関への受診をすすめるとともに、医療保険での対応となります。

【自己負担金】 利用料の 1 割 *生活保護世帯は無料です。

【利用回数】 宿泊型：6 泊 7 日、通所型：7 日間、訪問型：6 回

【サービスの内容】

お母さんのこころと体のケア（産後の体調の管理等）

育児のサポート（沐浴や授乳の指導、育児相談 等）

食事の提供（宿泊型：3 食、通所型：1 食） *訪問型には食事の提供はありません



		下呂温泉病院	高山赤十字病院	アルプスベル クリニック	岐阜県助産師会
利用できる期間		産後 4 か月未満* ¹	産後 2 か月未満	産後 4 か月未満	産後 1 年未満
宿泊型	時間	10:00～翌日 15:00	13:00～翌日 16:00	9:00～翌日 10:00	—
	自己負担金	1 泊 2 日 4,000 円から (1 泊延長毎に 2,000 円 追加。多胎加算あり)	1 泊 2 日 2,700 円から (1 泊延長毎に 2,700 円 追加)	1 泊 2 日 2,700 円から (1 泊延長毎に 2,700 円 追加)	
通所型	時間	9:00～18:00	10:00～16:00	9:00～18:00	—
	自己負担金	1,900 円	1,620 円	1,620 円	
訪問型	時間	—	—	—	1 回 2 時間程度
	自己負担金	—	—	—	900 円

*¹：産後 4 か月を過ぎても色々な事情により利用されたい場合は、ご相談ください。

なお、里帰り等により、上記以外の事業者で産後ケア事業の利用を希望される場合は、**償還払い**の制度があります。事前にご相談ください。産後ケア事業にかかる費用の 9 割を助成します。

【利用までの流れ】

1. 相談する

・希望がある方は最寄りの保健センター又は健康課までご連絡ください。保健師が伺います。

2. 申請する

・保健センター又は健康課へ申請書を提出してください。

3. 審査

・保健師等が訪問し、状況をお伺いします。

4. 利用決定

・承認・不承認が決定し、通知が送られます。承認の場合は下呂市から利用施設・助産師へ依頼書を発行します。

【お問合せ先】

保健センター（こども家庭センター）

52-1230